

【提出先】

原則として本社の人事(業務)担当部署
 急ぎの場合や資格喪失後の申請は健康保険組合に直接提出することができます。
 ただし、資格喪失の登録前に交付することはできません。

健保組合決裁欄		
常務理事	事務長	係

※任意継続資格喪失の場合は本申請は不要／申請無しで交付
 ※交付対象者が家族であって「被扶養者削除届」の喪失証明書交付を
 記している場合は本申請書は不要

健康保険組合の「資格喪失証明書」交付申請書

● 公文健康保険組合に加入時の情報を記入してください。

保険証の 記号	番号	被保険者氏名	生年月日 年 月 日生	印
事業所 名称	(株)	部署名		
被保険者本人の申請場合は退職日		平成・令和	年	月 日
送付先 住所	〒 日中連絡の取れる TEL ()			

● 証明書が必要な方(該当する項目を○で囲み、3の場合は該当者情報を記入)

1 被保険者のみ	
2 世帯全員(被保険者・被扶養者全員)	
3 対象者	氏名: _____ 続柄: _____ 削除年月日: 年 月 日
	氏名: _____ 続柄: _____ 削除年月日: 年 月 日
	氏名: _____ 続柄: _____ 削除年月日: 年 月 日

● 申請理由(該当する項目を○で囲み、必要事項を記入)

1 国民健康保険に加入するため	提出先: _____ 役所
2 出産育児一時金の直接支払制度の 手続きに必要なため	提出先: _____ 出産(予定)日 年 月 日(出産・予定)
3 その他	提出先: _____ 理由: _____

● 在職時と氏名が違うとき

変更後の氏名: _____	変更日: 年 月 日
---------------	------------

※ 出産育児一時金の直接支払制度を利用するために申請される方への留意事項

- 資格喪失証明書は、公文健康保険組合に1年以上加入し退職後6ヶ月以内に出産する予定の方で、出産育児一時金の直接支払制度に関して当組合を選択された場合は医療機関等への手続きに必要となります。
- 直接支払制度を利用した場合は、当組合から出産育児一時金42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産は40万4千円)を医療機関等に支払います。
- 出産費が上記2の金額以下の場合は、「出産育児一時金等内払金支払依頼書」により差額分を請求してください。
- 出産育児一時金等の支払が完了した時は「支給決定通知書」を本申請書に記載されたご住所宛にお送ります。転居等が発生した場合は、公文健康保険組合までご連絡ください。